

決議案第 2 号

高木修議員に対する問責決議

上記決議案を別紙のとおり三豊市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 30 日提出

三豊市議会議長 石井 勢三 様

提出者 三豊市議会議員 込山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 瀧本 哲史

賛成者 三豊市議会議員 城中 利文

賛成者 三豊市議会議員 水本真奈美

賛成者 三豊市議会議員 湯口 新

賛成者 三豊市議会議員 近藤 武

賛成者 三豊市議会議員 丸戸 研二

賛成者 三豊市議会議員 伊藤 幸洋

高木修議員に対する問責決議

議員は市民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨むべきであり、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

また、議員の言動及び行動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和8年5月18日、三豊市長から三豊市議会議長に対し「市議会議員の品位と名誉を損なうおそれのある行為について（申入れ）」がなされ、これを受けて三豊市議会議員政治倫理委員会が開催された。

高木修議員が作成に関与した、応札を思いとどませようとする内容の文書が、市の入札に応札しようとする1者に対してのみに送付されたことは、外形的には、文書を送った1者の応札を阻害し、他者に落札させることを意図した行為と評価され得るものである。そのことから、これらの一連の行為は、応札しようとする者の入札の権利を妨害し、その者の意思決定に不当な影響を与え、市の公正な入札執行を妨害するものであり、議員活動の範疇を超えた行為であるといえる。

三豊市議会は、令和8年6月25日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会において、議長に対し報告がなされた「審査結果報告書」に基づき、高木修議員の一連の言動が「三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号(市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。)」及び「同項第4号(市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。)」に違反し、議会全体の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為であると判断した。

よって、三豊市議会は、高木修議員に対し、議員の責務を深く認識し、高い倫理観と猛省を求め、問責の意を表明するとともに、必要な措置を勧告する。

記

- ・ 本件に関する謝罪を文書により議長に提出すること。
- ・ 応札者をはじめとする関係者に対し、誠意をもって直接謝罪を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月30日

三豊市議会